

都道府県設定区域について

子ども・子育て支援法及び同法に基づく基本指針により、都道府県が策定する子ども・子育て支援事業支援計画には、都道府県設定区域の趣旨及び内容、各都道府県設定区域の状況等を定めることとされている。

1 都道府県設定区域とは

【子ども・子育て支援法第62条第2項】(抜粋)

都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域

【子ども・子育て支援法に基づく基本指針】(抜粋)

都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して、教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位となる区域を定めること。

2 都道府県設定区域の設定方法

【子ども・子育て支援法に基づく基本指針より】

- 都道府県は、隣接市町村間等における広域利用等の実態を踏まえて、都道府県設定区域を定める。
- その際、都道府県設定区域は、教育・保育施設の認可、認定の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する。
- 都道府県設定区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
- 一方、都道府県設定区域は、教育・保育施設の認可、認定の際に行われる需給調整の判断基準となること等から、認定区分ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる。

都における区域設定の考え方

都においては、認定区分ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに広域利用の実態等を勘案し、以下のとおり、現行の同様の考え方で設定する

施設・事業	考え方	都の区域設定
1号認定 (保育の必要性なし)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都内では、交通の利便性が高く、私立幼稚園が占める割合も高い。そのため、区市町村の区域を超えた通園が多いという特徴がある。 ○ 新制度において、幼稚園には需給調整の仕組みは導入されていない。 	都全域を一つの区域とする。
2・3号認定 (保育の必要性あり)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育の実施主体は区市町村であり、都が区市町村域を超えて区域を設定した場合、各区市町村が整備すべき保育サービスの量が不明確になるおそれがある。 ○ 区市町村は、地域型保育の認可に当たり、地域の実情に応じて設定した「区市町村設定区域」により需給調整を行う。 	区市町村設定区域と同じにする。
地域子ども・子育て支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域子ども・子育て支援事業の実施主体は区市町村であり、基本的に区市町村の区域内で提供・利用される。 ○ 認可等の仕組みはないため、需給調整の判断基準とはならない。 	区市町村ごとに1区域とする。